

## データ保護制度の在り方について（論点）

平成29年1月31日

経済産業省 知的財産政策室

### 1. 前提

- ・保護することが望ましいと想定されるデータのうち、現行不正競争防止法における営業秘密の三要件を満たすものについては、営業秘密として法的に保護される。
- ・秘密管理性、有用性、非公知性のいずれかの要件を満たさないものについては、営業秘密としては保護されない。このうち、不正に取得した行為が、民法の不法行為に該当する場合は、損害賠償請求等の措置を行える。
- ・しかし、近年は、知的財産関連は、各法令等による保護がなされないものについては、特段の事情が無い限り不法行為として認められなくなっているとの意見が多い。
- ・委員や産業界から、保護することが望ましいデータとご提案をいただいた事例には、営業秘密としての保護が必ずしも明確ではなく、事業者が法的保護の予見可能性を高く持ちながら事業活動に取り組むことが難しくなっている場合がある。当該データにつき、その保護の在り方についての検討を行う。

### 2. ご検討頂きたい事項

#### 検討事項1. 保護対象

データの取扱いの態様によっては、必ずしも営業秘密として保護が明らかでないデータのうち、どのようなデータを保護の対象とする必要があるか。

#### 検討事項2. 不正取得行為

どのような手段によるデータの取得を、不正な行為として規制する必要があるか。

#### 検討事項3. 不正使用行為、不正提供行為等

どのようなデータの使用、提供等を、不正な行為として規制する必要があるか。

#### 検討事項4. トレーサビリティ 【次回（第8回）において検討】

データの出所を明らかにするような電子透かし等の技術を保護の対象とする必要があるか。

### 3. 検討の視点

#### 検討事項 1. 保護対象

データの取扱いの態様によっては、必ずしも営業秘密として保護が明らかでないデータのうち、どのようなデータを保護の対象とする必要があるか。

#### (1) データの外形的性質に関する論点

- ・営業秘密と同様に「事業活動に用いる技術上又は営業上の情報」を対象とすればよいか。(営業秘密は、「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であることが必要(法第2条第6項))
- ・データベース(情報の集合物)のみを対象とすればよいか。(データ単体、生データ、AI学習済みモデルのパラメータ等についてはどう考えるか。)→データベースについては、体系的構成やその創作性を要件とする必要があるか。(参考:著作権法第12条の2)→データベースについては、検索性を要件とする必要があるか。(参考:著作権法第2条第1項第10号の3)
- ・データの使用等によって得られた成果物(3Dプリンタ設計データが不正に使用された場合に製造された物、AI学習用のデータセットが不正に使用された場合に学習させたAI学習済みモデル等を想定)の他者の利用を、どう考えるか。(営業秘密侵害品へは差止等の措置が可能)

#### (2) データの内容に関する論点

保護対象とするデータについては、データの保有者が一定の管理を行っていること、そのデータに正当にアクセスできる者がデータの取扱いや保護対象について認識できること等が重要と考えられるところ。以下の観点からの検討を行う。

##### (i) 管理性の程度について

- ・「複製・転載禁止」の表示や規約等によるデータの取扱いに制限が定められているなど、データ管理に関するデータ保有者の何らかの意向をそのデータに正当にアクセスできる者が認識できることを要件とすることが必要ではないか。

(ii) 有用性の程度について

- ・ 営業秘密と同様※に有用性を要件とすることが必要ではないか。その場合、基準も営業秘密と同一のものとしてよいか。

※営業秘密では、事業活動に有用とは言えない情報としては、公序良俗に反する内容の情報（脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報）等を想定。

(iii) 公知データの取扱いについて

- ・ 営業秘密では、秘密情報として管理していても、その情報が公知の情報である場合には、原則としては法的保護が得られない。（ただし、公知情報の組合せであっても、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない）
- ・ データについては、公知の情報を集めたものであっても保護されることが適当であると考えられる。一方で、公共機関の提供するデータについては自由に利用できることが望ましく、どのように対応が必要か。（特別の規定が必要か。保有者の管理の意向が自由な利用を求めるものであるため、特別な規定は不要か。）

(iv) その他の観点について

- ・ データの収集・整理・分析に対し、相当程度の投資（費用、労力、知恵等の投入）をしたことを保護要件とすることが必要か（翼システム事件参照）。一方で、投資の多寡は損害賠償の額において考慮されるものとも考えられる。
- ・ データ保有者が当該データを自身の事業活動に使用していることを要件とすることが必要か。要件とする場合、事業に実際に使用したことまで要求するか、又は事業に使用することを意図していること若しくは将来の使用の可能性で足りるかなど、どの程度の要件とするか。
- ・ データの保有者が、個人等の営業行為を行わない者である場合の不正競争防止法によるデータ保護に関しては、どうすればよいか。（現行不正競争防止法では、「営業上の利益の侵害」（法第3条、第4条参照）がない場合には、差止、損害賠償の救済措置を用いることはできない。）

## 検討事項 2. 不正取得行為

どのような手段によるデータの取得を、不正な行為として規制する必要があるか。(データの全部又は一部が公開されていることに留意)

- ・ 営業秘密では、「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段※により営業秘密を取得する行為」を不正取得行為として規制しているが(法第2条第1項第4号)、データについてはどのような取得行為を規制する必要があるか。

※「その他の不正の手段」とは、窃盗罪や詐欺罪等の刑罰法規に該当するような行為だけでなく、社会通念上、これと同等の違法性を有すると判断される公序良俗に反する手段を用いる場合もこれに含まれると解される。

例)・不正アクセスによる取得の場合

- ・ 利用者が、システムにデータ等を入力する際に、システムを提供する者はその入力されたデータを取得・使用等を行わない旨を表示・宣言していたにもかかわらず、それに反して入力されたデータを取得・使用したケース

- ・ 技術的な制限を無効化することによる情報の取得は、「その他の不正の手段」による取得にあたる必要があるか。

※データ保護のための技術的制限手段の無効化装置の提供行為等の規制については、次回の論点とする予定。

- ・ 複製禁止等の取扱いの規約等を明記したデータであっても、通常の検索によって探索可能な情報の自動収集(クローリング)等により収集される場合もある。このような取得行為は「正当な取得」と整理した上で、当該取得データをデータの取扱いにかかる規約等に反して使用、提供等を行うことを「不正行為」にあたる必要があるか。

### ○救済措置について

- ・ 不正な行為に対する措置としては、どういった措置が必要か。(損害賠償、差止といった措置でよいか)

## 検討事項 3. 不正使用行為、不正提供行為等

どのようなデータの使用、提供等を、不正な行為として規制する必要があるか。

データの不正使用(分析等を含む)、不正提供(開示、媒体等の譲渡、ホームページでの掲載等を含む)等を規制する必要があるか。

#### (1) 不正に取得したデータに関して

- ・ 不正に取得したデータを、使用、提供等する行為を規制することによいか。
- ・ 不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得及びそれ以降の取得についても、不正取得（検討事項2の不正取得行為）が介在したことを知った上で、使用、提供等する行為を規制することによいか。

#### (2) 正当に取得したデータに関して

- ・ 契約等により正当に取得したデータを、当該契約等に反する態様で使用、提供等する行為を規制することによいか。
- ・ 以下の取得行為について、取得行為自体は不正競争防止法違反（検討事項2の不正取得行為）には該当しないと整理した場合において、取得したデータの使用、提供等の行為を規制する必要があるか。
  - － 技術的な制限を無効化することにより取得したデータを使用、提供する行為
  - － リバースエンジニアリングを行うことにより取得したデータを使用、提供する行為
- ・ (1)と同様に、上記の提供等行為により、データの提供を受ける二次取得及びそれ以降の取得についても、不正提供等が介在したことを知った上で、使用、提供等する行為を規制する必要があるか。

#### (3) 使用、提供等行為の範囲について

- ・ 具体的にどのような行為を規制する必要があるか。以下のような行為を規制することによいか。
  - － データの使用行為（データを製品・サービスの開発（AIの学習などの高度化を含む）・製造・提供に用いる行為など）
  - － データの分析・解析行為（他者の営業秘密を取得する目的で行うものに限定するか）
  - － データの他者への提供行為（複製や加工したデータを提供する行為（ホームページへの掲載を含む））

#### (4) 救済措置について

- ・ 不正な行為に対する措置としては、どういった措置が必要か。（損害賠償、差止といった措置によいか）

#### **検討事項4. トレーサビリティ 【次回（第8回）において検討】**

データの出所を明らかにするような電子透かし等の技術を保護の対象とする必要があるか。（著作物の権利管理情報に対する規制に留意）

データ帰属の証明のための権利管理情報（電子透かし等）の保護の在り方についても検討が必要と考えられる。

※次回（第8回）の小委員会において検討の予定。

電子透かしをはじめ、情報の管理・取扱いのために付与される権利管理情報は、今後増えていくことが想定される。こうしたなかで、この権利管理情報を削除したり、改変したりする行為は、その先の違法な行為や社会の混乱へと繋がるおそれがあり、決して認められるものではない。

そのうえで、不正競争防止法による規制する行為としての整理を行う。

- ・ 著作権の対象とならないデータに付与される権利管理情報に対する新たな保護が必要か。
- ・ 侵害とみなす行為をどのように規定する必要があるか。権利管理情報の改変行為自体を不正競争防止法における侵害行為にはあたらないと整理する場合には、「改変した上でデータ等を提供する行為」等を不正競争行為とすることでよいか。
- ・ 営業秘密に付与する権利管理情報についても同様に取り扱うことが適切と考えられるがそれでよいか。

#### ○救済措置について

- ・ 不正な行為に対する措置としては、どういった措置が必要か。（損害賠償、差止といった措置でよいか。その場合、何に対する損害を賠償すべきとするか、いかなる行為を差し止めるのか。）

## 参考 1 : 関連条文

### ●著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 3

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

### ●著作権法第 12 条の 2

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

### ●不正競争防止法第 2 条第 6 項

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

### ●不正競争防止法第 2 条第 1 項第 4 号～第 9 号、第 3 条、第 4 条

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

（差止請求権）

**第三条** 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 （略）

（損害賠償）

**第四条** 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。



参考2：データ保護に係る論点概観（営業秘密との比較表）

		データ保護	営業秘密保護
保護対象		<p><u>(検討事項1)</u></p> <p>データの取扱いの態様によっては、必ずしも営業秘密として保護が明らかでないデータのうち、どのようなデータを保護の対象とする必要があるか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護すべきデータの特性（情報の集合性、体系的構成等）</li> <li>・事業活動に活用するもの</li> <li>・公知データの取り扱い</li> </ul>	<p>「生産方法、販売方法その他の技術上又は営業上の情報」であって、秘密管理性、有用性、非公知性の三要件を満たすものが保護対象。</p> <p>①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に②有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないもの（2条6項）</p>
規制行為	取得	<p><u>(検討事項2)</u></p> <p>どのような手段によるデータの取得を、不正な行為として規制する必要があるか。</p> <p>(例)</p> <p>窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段によりデータを取得する行為</p>	<p>窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（2条1項4号）</p>
	使用、開示（提供）	<p><u>(検討事項3)</u></p> <p>どのようなデータの使用、提供等を、不正な行為として規制する必要があるか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正に取得したデータの使用は規制</li> <li>・正当に取得したデータの使用について、契約外の使用を規制</li> <li>・データの第三者への提供を規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正取得した営業秘密を使用、開示する行為（2条1項4号）</li> <li>・二次以降の取得により得た営業秘密の使用、開示（2条1項5号、6号）</li> <li>・正当取得した営業秘密を使用、開示する行為（2条1項7号～9号）</li> </ul>
トレーサビリティ		<p><u>(検討事項4)</u></p> <p>データの出所を明らかにするような電子透かし等の技術を保護の対象とする必要があるか。（著作物の権利管理情報に対する規制に留意）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権の対象とならないデータに付与される権利管理情報の保護</li> <li>・「改変した上でデータ等を提供する行為」を侵害とみなして規制</li> </ul>	